（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　業務等の種別欄には、薬局、第１種医薬品、第２種医薬品、医薬部外品、化粧品、第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、医療機器の修理業又は基準適合証の別を記載すること。
4　医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副２通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本１通提出すること。
5　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
6　基準適合証にあつては、名称欄に品目の名称、所在地欄に承認番号又は認証番号を記載すること。
7　登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。また、署名をもつて押印に代えることができるものとする。
8　収入印紙は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第四（第五条、第二十二条、第二十九条、第百十四条の五、第百十四条の十二、第百十四条の三十六、第百二十四条、第百三十七条の五、第百三十七条の十二、第百八十四条関係）

収入印紙

許可証
認定証
登録証
基準適合証　再交付申請書

業務等の種別		
許可番号、認定番号、登録番号又は基準適合証番号及び年月日		
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	
	所在地	
再交付申請の理由		
備考		

許可証
認定証
登録証
基準適合証の再交付を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　㊞

厚生労働大臣
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
地方厚生局長
都道府県知事　殿
保健所設置市市長
特別区区長
登録認証機関

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　業務等の種別欄には、薬局、第１種医薬品、第２種医薬品、医薬部外品、化粧品、第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、医療機器の修理業又は基準適合証の別を記載すること。
4　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
5　医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副２通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本１通提出すること。
6　基準適合証にあつては、名称欄に品目の名称、所在地欄に承認番号又は認証番号を記載すること。
7　登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。また、署名をもつて押印に代えることができるものとする。
8　収入印紙は厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第五（第六条関係）

薬局開設許可更新申請書

許可番号及び年月日				
薬局の名称				
薬局の所在地				
変更内容	事項		変更前	変更後
申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消されたこと		
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消されたこと		
	(3)	禁錮以上の刑に処せられたこと		
	(4)	薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反したこと		
	(5)	後見開始の審判を受けていること		
備考				